

### 第三者評価結果

事業所名：GENKIDS緑園都市保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画は保育所保育指針、法人の理念・方針、園独自の保育目標を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成をしています。また園の子どもの発達過程や、把握している子どもと家庭の状況、環境への配慮、地域との交流なども考慮しながら作成しています。全体的な計画の様式は、現在の法人の様式の使用になっており、評価に関しては今年3月頃に職員で話し合う予定です。全体的な計画の評価後は、令和5年度の指導計画や保育に反映していきます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; マニュアルを基本に各係の職員によって日々の環境整備を行っています。普段の清掃ではできない部分は園児の少ない土曜日を利用して行っています。室内の温湿度は日誌に記録しています。全クラスに床暖房を設置しています。建物全体に換気システムが作動していますが、窓を開けての換気、空気清浄機、加湿器、サーキュレーターなど利用しながら空気の流れを作っています。消毒・安全点検も日々行っています。床は安全性にも考慮したクッション性のある素材です。子どもの動線や安全に配慮したり、子どもの様子など見て家具の配置や環境を見直し、子どもの動線や安全に配慮しています。子どもが寛いだり落ち着けるよう一人用の机や、パーテーションを用意しています。午睡用の布団は通気性が良い素材で丸洗いができます。便器の大きさ、手洗い場の高さなど子どもに合わせた造りになっています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 入園時に保護者に提出してもらった書類や入園時の個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などからも子どもを把握し、尊重しています。個々の意見を聞いたり、表情や動作から推し量り、子どもの気持ちに寄り添い、共感したり、思いを代弁したりしています。0~2歳児クラスの月間指導計画に個別の子どもの姿、ねらい等の項目を設け、援助しています。幼児は、お互いを認め合える思いやりと優しさを表現できるように促しています。保育所での6年間は土台を作る時期であるので子どものありのままを受け入れること、一人ひとりその子どもなりの成長があるので無理強いをしないこと、そこから子どもがどう伸びていくのか見守って行くことなど園長は職員に伝えています。子どもの目線に立ち、年齢に適した言葉で伝えるようにしています。子どもに危険が及ぶ可能性があって静止した時には後からその理由を伝えるようにしています。職員の中には子どもに対し、十分な対応ができない事があり、人材育成が今後の課題です。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 基本的な生活習慣が身についたり、園での生活がスムーズに行えるよう、年齢や発達に合った段階的に進めるための援助をしています。園での箸の使用は、2歳児後半の箸遊びから始め、3歳児クラスで個別対応をしています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、歯磨きは控えています。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるようにしています。自分でやりたい気持ちを大切に、待ったり、見守ったりしています。時間的な余裕や子どもの動線、ゆとりのある環境にも配慮をしています。外遊びや午前、夕方の散歩で体を動かし、動と静のバランスを考えて健康的な生活リズムを整えるようにしています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、日々の保育の中で年齢に合わせて伝えています。保護者には園で行っていることを伝えたり、アドバイスをしたり、配付物などを利用してお知らせしたりして、家庭と連携して進めていくようにしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

自由遊びの時間は、各保育室に設置したコーナーで子どもがじっくり遊びこめる環境を作っています。常に保育室の環境を点検確認し、子どもたちの遊びが継続して行われるようにしています。法人の変更に伴い1歳児から専門講師による、英語、リトミック、体操、ダンスが定期カリキュラムに入っています。4、5歳児クラスは、もじかずランド（幼児教室）の時間があり、さまざまな表現活動をしています。戸外で体を動かすことも大切と考え、午前のほか夕方園庭遊びや散歩に出かけ、五感で自然を感じることができるようにしています。公園のほかの地域資源の活用として、消防署、交番、高齢者施設（コロナ禍以前）、定期的なプロの紙芝居師との交流や、地域イベントに参加しています。今年度は緑園都市駅長をはじめ相模鉄道職員の訪問があり、楽しいひと時を過ごしています。園庭からは電車の行き来を眺めることができます。園では地域の人に接する機会、社会体験が得られる機会を多く持ち、子どもたちの生活と遊びが豊かになるようにしています。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

衛生面に配慮をしながら、活動、食事、午睡の場を分ける、おもちゃ・知育玩具の用意など乳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。言葉で伝えられない0歳児に対し、子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりをしています。入園して園生活に慣れるまでの間は子どもが安心できる職員との関わりから愛着関係を作り、ゆったり園生活を送れるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせたおもちゃは子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。ふれあい遊びやスキンシップを多く取り入れています。保護者とは手書きの個別の連絡ノートのやりとりやお迎え時は担任もしくはその日の担当職員から子どもの様子を丁寧に伝え、子どもの24時間の生活リズムを整えられるようにしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

子どもの成長発達や家庭状況を把握し、子ども一人ひとりの体調や発達について職員間で随時話し合っています。子どもと関わる時は、一人ひとりの成長をとらえ、自分でやろうとする気持ちを受け入れ、さり気なく援助しながら自分でできた満足感が得られるようにしています。できた時は十分に褒めて自信や意欲につなげています。また、子どもの甘えたい気持ちも尊重しています。階段の昇り降りは怪我につながる状況を予測し、安全に配慮しながら幼児クラス等への探索活動が行えるようにしています。子どもの今の興味や友だちへ関心を持つことなどを大切にしながら遊びを提供しています。お迎え時は玄関対応のため、保護者とは手書きの個別の連絡ノートのやりとりや担任からの子どもの様子を丁寧に伝え、家庭との連携を深めるようにしています。

【A8】 A-1-(2)-⑦  
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3、4、5歳児の保育室は可動式のパーテーションで仕切る構造になっています。活動によっては、棚を寄せたり、パーテーションを開け、オープンな空間にすることもあり、その時々の子どもの様子に合わせています。異年齢の子どもたちの関わりで様々なことに興味や関心を広げられるようにしています。ルールのある遊びやゲーム遊びには職員も参加し、みんなで楽しく遊べるよう援助をしています。また、友だち同士認め合う力や認め合うために必要なことを子どもたちは日々の生活の中で学んでいます。職員は子どもの自信につながるような言葉がけを心がけており、大きな行事で皆で協力してやり遂げてできたことを認めあっています。日々の小さな成長にも気をつけ、子どもを認めています。子どもたちの日々の活動や様子は掲示や園だより（クラスだより含む）で保護者に伝え、就学先の小学校には保育所児童保育要録や幼保小連絡会などを通して伝えています。

【A9】 A-1-(2)-⑧  
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

ハード面で園にエレベーターの設置はないため、身体的な障害のある子どもが車いすのまま2階フロアに行くのは難しい状況があります。障害のある子どもを受け入れた際は、クラスの指導計画と関連付け、個々の状況や発達過程に合わせて毎月個別指導計画を作成しています。個別指導計画をもとに配慮事項を意識し、会議で話し合い、情報共有しています。職員の援助を受けながら他の子どもとの関わり、落ち着いて過ごせるようにしています。障害のある子どもの家庭と園の連携を密にし、関わり方や対応について伝え合い、保護者の不安に寄り添うようにしています。子どもが通う発達支援センターからの助言のほか、法人所属の発達支援員の訪問があり、配慮が必要な子どもの対応や保育について直接指導やアドバイスを受けることができます。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画や月案に長時間にわたる保育への配慮欄があります。それぞれの子どもの在園時間や家庭での生活リズムを考慮し、園で安心して過ごせるようにしています。その日の体調や機嫌が良くない場合など子どもの思いや欲求を受け入れ、スキンシップを多く持ってゆったり過ごせるようにしています。子ども同士の関わりも見守っています。朝おやつは2歳児クラスまで提供しています。昼食は規定量を提供しています。保育時間と保護者との契約により、夕食に響かない程度の軽食の提供もしています。子どもの状態について申し送りノート等を使用し、口頭でも職員間で情報の引き継ぎを行っています。また、保護者への子どもに関する伝達事項についてはクラスノートを使用しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画に「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」「小学校連携」欄を設けています。それらを踏まえ、5歳児クラスの年間指導計画は、就学を見通した保育を行うようにしています。年明けから午睡を減らす、上履きに慣れる、自分の思いは自分で伝える、時間の目安を立てるようになるなど、小学校への接続を意識した保育が行われています。保護者に対しては小学校長の講演会の情報を保護者に伝えたり、面談で就学に向けた説明をしています。小学校との連携については、小学校を訪問して一年生と遊ぶ機会を通し、小学校での生活を想像できるようにしています。小学校に送る保育所児童保育要録は5歳児のクラス担任が作成し、園長が確認後持参あるいは郵送をしています。また、小学校から電話連絡や教員の来訪があり、直接子どもの情報を伝え、入学してからの参考にしてもらっています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 「保育園業務マニュアル」の中に、健康管理、SIDS予防対応に関するマニュアルがあり、子どもの心身の健康状態の把握と管理を行っています。園には看護師が配属されており、年間保育計画を基に、保健関連行事や心身・生活等について各年齢ごとの保育に取り入れています。子どもの健康状態は、登園時に確認し、クラスごとの「出席票」に記入し、口頭でも職員間で共有しています。体調変化など緊急の場合は保護者に連絡しています。入園後の既往症、予防接種は年度末に保護者に健康調査票を返却し、追記してもらっています。保護者には入園説明会で「入園のしおり」「重要事項説明書」を基に、健康に関する方針等を伝えています。子どもの健康に関する取組は、園だより、クラスだより、給食だより、保健だより等で伝えています。SIDSについて職員は研修等で学び、予防策として呼吸チェックをしています。保護者に説明したり注意喚起の機会を増やす必要があると園では考えています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年2回、内科健診、歯科健診を実施しています。月1回、身体測定を行っています。健診時には前もって保護者に「相談カード」を配付し、医師に聞きたいことなどを受け付けています。健診結果は個別の健康台帳に記録しています。保護者には、健診結果を口頭や文書で伝え、「相談カード」での質問には、医師の指導に基づく返答を記入したものを渡しています。年間保健計画を基に、毎月のクラスごとの計画や目標を立てています。健診結果を参考にし、保護者に受診を勧めたり、状況により感染症対策の徹底、手洗い指導などを行っています。コロナ禍で歯磨き指導は休止中ですが、食後お茶を飲んだり、うがいをするようにしています。日常の保育の中で、絵本や紙芝居を使ったり、手洗いチェッカーを使用したりして子どもが食生活や心身の健康に興味を持てるようにしています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患について「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき対応しています。慢性疾患のある場合は、かかりつけ医の判断に基づいて対応しています。食物アレルギーに関するマニュアルがあります。保護者、調理担当者、担任と連携をとり、除去食（場合により代替食）を提供しています。法人として、食材に卵、エビ、カニ、ゴマは使用しない献立としています。除去食提供時は、複数職員での確認、専用の食器やトレイの使用、調理室に受け取りに行った職員が配膳する、食事の席の固定、側に職員が付くなどを徹底しています。アレルギーや慢性疾患についての研修を受講したり、職員会議でマニュアルの読み合わせをしています。昼ミーティングでも、情報共有するほか、職員更衣室に、アレルギー対応の子どもの情報を掲示しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 事業計画、入園のしおり、全体的な計画に食育についての取組を記載しています。クラスごとの年間指導計画を作っています。季節の野菜やハーブの栽培、調理に使う食材に触れる、クッキングなどを楽しんでいます。食事は新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、同じ方向を向いて食べたり、アクリル板設置などしていました。現在は、机を配置し、並び合ったり、机を囲んだりして友だちと一緒に楽しく食事しています。子どもが苦手な食材や少食であっても無理に勧めることはありません。食器は強化磁器を使用しています。年齢に応じた大きさ、深さの違う食器を準備しています。献立表や給食だよりを毎月配付し、レシピ、行事食の由来、食の情報などを掲載しています。保護者に食育活動の様子が分かるように、写真のインターネット配信や、おたより、園内写真や活動内容の掲示などしています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 栄養、給食、衛生管理に関するマニュアルを整備しています。献立は法人統一の2週間ごとのサイクルメニューとなっています。月1回の給食会議で、残食記録や検食記録の検証、クラスの様子、子どもの状況、献立などについて話し合い、調理に反映させています。献立は、季節の食材を用い、行事食や郷土料理などを取り入れたり、盛り付けの工夫をしています。子どもの食べる量や、好き嫌いは担任が把握しています。メニューによって調理担当者がクラスを回り、食事の状況を確認しています。食材は、法人で契約し一括購入しており、専用搬入口から業者が毎日搬入しています。調理担当者は定期的に衛生テストを実施しています。マニュアルに基づき、衛生管理、食材管理を徹底しています。	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0~2歳児クラスは、生活の流れや家庭との連続性を記載できる個別連絡帳を使っています。幼児も個別ノートを利用し①睡眠時間②朝食、排便③検温④お迎え時間⑤迎えに来る人⑥家での様子を記入してもらっています。日々の様子、活動内容など保護者とやり取りしています。玄関ホールに各クラスの活動内容などを掲示しています。園だより、クラスだより、給食だより、ほけんだよりを定期的に発行し、園のブログでも活動内容を紹介しています。保育の意図、目標、内容等は、入園のしおり、重要事項説明書に記載し、おたより、行事案内、懇談会、個人面談などで説明しています。保護者が参加する園行事、保育参加など子どもの成長を共有できる機会としています。コロナ禍で保護者参加が制限された時期もありましたが、開催方法を工夫して行っています。子どもの作品なども園内に展示しています。懇談会などで、クラスの様子やこれからの目安を伝え、皆で成長を喜べるようにしています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 連絡帳や掲示、園ブログ、写真配信等で保育中の情報を伝えています。送迎時には子どものエピソードを伝え、保護者とコミュニケーションをとり、信頼関係を築くようにしています。担任以外の職員も保護者に挨拶したり、話しかけ、誰とでも話しやすいように努めています。年2回個人面談を設けています。面談日以外でも、相談受け付けやいつでも話を聞く体制であると保護者に伝えており、時間を調整し、空いている保育室でゆっくり話ができるようにしています。保護者からの相談は、迅速な対応を心掛け、相談内容を記録しています。保育士、栄養士、看護師が専門性を活かした助言や支援を行っています。場合により、泉区担当部署や戸塚地域療育センターと連携する体制となっています。相談を受けた職員が適切に対応できるように、内容は職員間で共有したり、園長・主任から助言が受けられる体制です。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待防止、人権尊重に関するマニュアルを整備しています。送迎時の親子の様子、保育中の子どもの様子、態度、会話、着替え時に身体状況を確認するなどし、状況把握に努めています。虐待の可能性や疑いがある場合は、園長・主任に報告し、泉区こども家庭支援課や児童相談所と連携をとる体制です。見守りや家庭支援が必要な場合は、保護者の心身状況を見ながら、声掛けを工夫したり、気持ちに寄り添いながら、話がしやすいようにし、情報を職員間で共有しています。職員は、園内研修で虐待や人権について学んでいます。年2回「人権チェックシート」を利用し、各自が確認するとともに、職員間で話し合う機会を設け、子どもの権利とは何か、気持ちに寄り添う、認め合う、自分のやりたいことを選択できる、それぞれの個性があることなどの理解を深めています。	

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-①            【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>職員会議、各会議、昼礼などで子どもの様子、クラスの様子を報告し話し合いを行い、保育の実践の振り返りをしています。各指導計画に自己評価や、振り返りの欄があり、定期的に自己評価をしています。職員の自己評価は、子ども一人ひとりの意欲、取り組む姿、友達や職員との関わりなどを考慮して行っています。職員個別の「目標管理シート」があり、個人目標、課題、対策、園内の問題などを記載し、年4回振り返りをして園長と面談をしています。職員の自己評価、職員個別「目標管理シート」、会議の内容、保護者意見・要望などから園の課題を把握し、保育所の自己評価に繋げています。</p>	